

令和 8 年 5 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 8 年 5 月 25 日（月） 午後 1 時半～

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 4 号 農地中間管理権の設定について

4. 出席した農業委員（13 名）

1 番 櫻 井 正 彦	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 新 井 茂
4 番 石 原 郷 士	5 番 今 泉 達 夫	6 番 大 澤 恵美子
7 番 木 村 修 一	8 番 清 水 照 夫	9 番 根 岸 千 春
10 番 星 野 邦 夫	11 番 星 野 健 一	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員（ 名）

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

1 番 岩 澤 道 行	2 番 大 澤 弘 樹	3 番 大 塚 孝 一
4 番 小 倉 正 範	5 番 小 澤 勝	6 番 蕪 木 久 永
7 番 小 磯 勝 美	8 番 鈴 木 伸 一	9 番 関 口 光 則
10 番 高草木 國 雄	11 番 武 裕 士	12 番 松 井 正 和
13 番 柳 澤 照 雄		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（ 名）

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男	係 長 山 本 賢	主 査 金 子 愉 香
		主 任 星 野 佳 那

事務局 それでは、これより令和8年5月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は農業委員13名中、現在の出席委員は13名です。以上により、
本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地
利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は12名となります。
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会長 こんにちは。5月になったんですけど、暑い日が続いたり、寒かったり体の変調
があると思いますが、体に気をつけて仕事に励んでもらいたいと思います。今日
は、皆さんの協力を得まして、案件がスムーズに承認される事をお願い致しまし
て、総会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて
参りますので、よろしくお願いいたします。

議長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議長 会期決定についてお諮りいたします。令和8年5月25日、会期は本日一日限りで
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 会期は令和8年5月25日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「5番：今泉 達夫 委
員」と「6番：大澤 恵美子 委員」の両名をお願いいたします。

議案第1号

議長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたし
ます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和8年5月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
今回は2件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。
番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になりま
す。笠懸町西鹿田、畑、売買。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(売買)
を行いたく申請するもの。

番号2番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町塩沢、田及び畑、贈与。譲受人、譲渡人合意のもと、所有権の移転(贈与)を行いたく申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長

番号2番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

議案第2号

議 長

日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

今回は3件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。

番号1番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。

笠懸町阿左美、畑。貸露天駐車場用地。隣接大学の学生のための貸露天駐車場用地として利用するため申請するもの。

番号2番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。露天駐車場用地。業務で使用するダンプトラックを置く露天駐車場用地として利用するため申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、笠懸第2区の担当委員より説明をお願いします。

1番委員

1番、櫻井です。地図の1番をご覧ください。場所は桐生伊勢崎線、〇〇大学の東側、昔〇〇があった所の隣になります。もう既に、西隣が駐車場になっていて、畑として使うよりも有効かなという印象を受けました。何ら問題はないと思いますがよろしくお願い致します。

議 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長

番号2番について、笠懸第8区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員

4番、石原です。地図の2番をご覧ください。現場は大間々尾島線、大間々から笠懸に入りまして、みどり消防署の信号を左折、そのまま行きますと、消防署があります。その消防署の手前30mの左側になります。現状は整地してあり、左右後ろは宅地でありますので、何ら問題はないと思います。審議の程よろしくお願い致します。

議 長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号3番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。障害児通所支援事業施設用地。障害児通所支援事業施設が地域に不足していることから、利用者及び地域に貢献するため申請するもの。以上1件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号3番

議 長

番号3番について、笠懸第9区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、木村です。地図の3番をご覧ください。50号を前橋方面に向かって、杉菜原を過ぎまして、〇〇を見ながら、〇〇の隣の西側の道を右折してもらいまして、5、600m下がった所にあるんですけど、草が少し生えてるんですけど、何ら問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号3番の申請は可決いたします。

議案第3号

議 長

日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

今回は11件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。

番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。一般住宅用地、売買。子育てに良い環境の土地が見つかったため申請するもの。

番号2番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。建売分譲住宅用地(3区画)、売買。住宅地として最良の土地であり、みどり市民に優良な住宅を提供できると思われるため申請するもの。以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、笠懸第5区の担当委員より説明をお願いします。

11番委員

11番、星野です。地図の4番をご覧ください。県道大間々世良田線を南下してもらいまして、みどモスパに入っていく新しい道の信号があるんですけど、その十字路を左折してもらいますと、200m位行きますと、〇〇自動車ボディーという整備工場があるんですけど、その隣にエコノミーハウスが建っていてその隣になります。周りは家とハウスで何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしく願いします。

議 長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長 番号2番について、笠懸第6区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員 8番、清水です。地図の5番をご覧ください。申請地は国道50号を前橋方面に向かいまして、〇〇の一つ出前の信号、新しく出来たバイパスですが、それを南下して頂き、両毛線の高架を過ぎて初めての信号を左折して頂きまして、100m行か行かないうちに小さい路地があるんですが、そこを左折して頂いて、100m位北に上ったところになります。南側は既に建売住宅として、分譲販売しております。東側も住宅街となっております。北側は畑となっておりますが、それ以外は何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号2番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号3番、番号4番についてご説明いたします。
番号3番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑。露天資材置場用地(一時転用)、賃貸借。事業拡張により露天資材置場が必要となり、近くに利便性がよい土地が見つかったため申請するもの。
番号4番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅用地、使用貸借。住宅新築にあたり、父から使用貸借にて借り受けられることとなったため申請するもの。
以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号3番

議 長

番号3番について、笠懸第6区の担当委員より説明をお願いします。

8番委員

8番、清水です。地図の6番をご覧ください。申請地は県道大間々尾島線を南下して頂きまして、久宮の〇〇がある信号を右折して頂き、100m位行ったところに、〇〇という寿司屋さんがあるんですが、その道を挟んで南側の土地になります。周りは全部畑なんですが、東側は住宅となっております。何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくをお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

8番委員

例外規定の説明と、青地でも転用がきくという事なんですが、そのへんが良くわからないので、説明をお願いします。

事 務 局

1種の農地については、原則転用は出来ませんが、例外規定に該当する場合に転用できる場合があります。本申請案件については、例外規定に該当することから上程させていただきました。あともう一つ青でも転用が出来るかという事なんですけど、一時転用する場合には、青だとマックス3年、白だとマックス5年というルールになります。

議 長

他にご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号3番の申請は可決いたします。

番号4番

議 長

番号4番について、笠懸第8区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員

4番、石原です。地図の7番をご覧ください。先ほどの第2号議案2番にあった土地の隣なんですけど、大間々尾島線、みどり消防署の信号を左折、消防署手前30m位の左側に先ほどの駐車場に申請した土地の隣になります。また、左右後ろ建物がありますので、何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号4番について採決をいたします。番号4番につい

て原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 4 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 5 番、番号 6 番についてご説明いたします。
番号 5 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、田。露天資材置場及び駐車場用地、売買。事業継続、拡大に伴い資材置場及び駐車場が不足したため、利便性の高い当該地を利用したく申請するもの。
番号 6 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。建売分譲住宅用地(9 区画)、売買。営業の円滑を図るため土地を探していたところ、住宅用地として適している土地を手に入れられたため申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 5 番

議 長 番号 5 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、石原です。地図の 8 番をご覧ください。大間々尾島線を笠懸に入りまして、南下。歴史資料館と〇〇園芸の信号を右折。山沿いに沿って 400m 位直進しますと、〇〇の北西約 200m 位の道下になります。また先に行くと 8 区の公民館がありますので、手前 200m 左側の土手下にある土地ですけど、これも西と南が家に囲まれていまして、北と東は道になっています。何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 5 番の申請は可決いたします。

番号 6 番

議 長 番号 6 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、木村です。地図の 9 番をご覧ください。50 号を前橋方面に向かいまして、2 つ目の信号のところに、中古車センターの〇〇があります。その信号を左折して

もらって、50m位のところなんですけど、草がちょっと生えていますが、何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

1番委員 さっきも〇〇建設がでてきたんですが、私がいつも通っている、昔申請があった所がまだ建物が建っていない状態が続いているんですけど、こういう場合はどうしたら良いでしょうか。

事務局 この後、協議事項で説明させていただきます。

議 長 他にご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号6番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号7番、番号8番についてご説明いたします。
番号7番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。露天駐車場用地、賃貸借。従業員の駐車場を探していたところ、隣接地を借りられることとなったため、申請するもの。
番号8番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町浅原、畑。露天駐車場用地、贈与。申請地の隣にある自身が所有する会社の駐車場を探していたところ、叔父から譲り受けることができたため申請するもの。
以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

番号7番

議 長 番号7番について、大間々第7区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員 12番、星野です。地図の10番をご覧ください。場所につきましては、大間々の上電の赤城駅の南側の〇〇物産のところの西側の県道を入ります。その県道を入りまして、100m弱位のところに左に入る路地があります。そこを入れて頂いて南下して300m位先に〇〇農園という貸農場があるんですけど、その手前になります。以前からこの所は農振除外の申請が出ていたと思います。そちらの方が許可になったので、今回の申請になったと思いますが、草が若干生えておりますが、古い草は刈り取ってあって、新しい草が少し生えている状況です。何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号7番について採決をいたします。番号7番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号7番の申請は可決いたします。

番号8番 番号8番について、大間々第15区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、星野です。地図の11番をご覧ください。申請地は桐原地内に架かってます、高架大橋を越えますと、丁字路になるんですが、その丁字路を小平方面に約2km位向かって頂きますと、〇〇商店という店があって、その店の丁字路を左へ約150m位行った所の右に申請地があるんですが、申請地は申請人の工場の駐車場用地として申請が出ているので、やむを得ないかなと思います。慎重審議の程よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号8番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号8番について採決をいたします。番号8番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号8番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号9番、番号10番についてご説明いたします。
番号9番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町塩沢、畑。一般住宅、通路用地、贈与。昭和60年に住宅新築にあたり、通路用地として分筆登記申請したものの、農地法許可を受けていないことが発覚したため申請するもの。
番号10番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町花輪、畑。太陽光発電設備の設置、売買。再生可能エネルギーの拡大として土地を有効活用するため申請するもの。
以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号9番

議 長 番号9番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお

願います。

事務局 (始末書の朗読)

議長 番号9番について、大間々第16区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、星野です。地図の12番をご覧ください。申請地ですが、先ほどの福岡大橋を渡って頂きまして、今度は貴船方面に左に折れて頂きます。左折したらすぐ50m位で塩沢方面に向かう道路があるんですが、その道路を道なりに約2km位行きますと、左に塩沢公民館があります。その塩沢公民館を左に上っていくような形になるんですが、そこから100m位上ったところを現地確認したところ、道路になっていましたが、始末書が添付されたというところで問題は無いと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。番号9番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号9番について採決をいたします。番号9番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号9番の申請は可決いたします。

番号10番

議長 番号10番について、東第3区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員 5番、今泉です。地図の13番をご覧ください。申請地は国道122号線を日光方面に向かって花輪の信号を1km過ぎたところを左折して、なだらかに10m位登りあげたところ。すぐ上には花輪2区の集会場があるんですが、そのあたりのすぐ下をなだらかに右折して10m位行ったところを左折します。それを20m位行ったところのすぐ右手が申請地となります。申請地はきれいになっているんですが、その周りにも太陽光発電の施設がかなり住宅と混在していますが、現状問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。番号10番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号10番について採決をいたします。番号10番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 10 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 11 番についてご説明いたします。
番号 11 番。譲受人、譲渡人、については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町花輪、畑。太陽光発電設備の設置、売買。再生可能エネルギーの拡大として土地を有効活用するため申請するもの。
以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 11 番

議 長 番号 11 番について、東第 3 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、今泉です。地図の 14 番をご覧ください。国道 122 号線を花輪の信号を 1 km 行ったところを左折して、なだらかにのぼりながら人家の無い道を約 1 km のぼりあげたところに人家が 2 軒あるんですが、その手前の人家のすぐ道下に今回の申請地があります。若干木がまだ植わって枝をはらってありますが、何の問題も無いと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 11 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 11 番について採決をいたします。番号 11 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 11 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

会 長 日程第 4 議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」
次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定依頼があったので、決定を求める。
令和 8 年 5 月 25 日提出、みどり市農業委員会 会長 小林利信。今回は新規設定が 5 件ございます。
「設定する土地」「設定を受ける者」「設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

設定する土地は6筆あります。

番号1番、笠懸町阿左美、台帳、現況とも畑となります。

番号2番、大間々町塩原、台帳、現況とも田となります。

番号3番、笠懸町西鹿田、台帳、現況とも田となります。

番号4番、笠懸町西鹿田、台帳、現況とも田となります。

番号5番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。

番号6番、笠懸町久宮、台帳、現況とも畑となります。

新規設定6件の地積合計は、10,571㎡となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、新規設定について採決をいたします。新規設定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定の申請は可決いたします。

これですべての審議を終了しましたので、令和8年5月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和8年5月25日 午後2時25分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林 利 信

5 番委員

今 泉 達 夫

6 番委員

大 澤 恵 美 子